

栃木県入札適正化委員会（第1回）の概要について

- 1 開催日 平成28年6月30日(木) 午後3時から
- 2 開催場所 東館3階 入札室2
- 3 出席委員 委員長 築瀬 範彦 足利工業大学工学部教授
委員 大川 容子 弁護士
委員 齊藤 弘江 建築士
委員 阪口 勉 弁護士
委員 阪田 和哉 宇都宮大学地域デザイン科学部准教授
(委員5名中、出席委員5名)
- 4 審議対象期間 平成27年10月1日から平成28年3月31日まで
- 5 対象案件 総数 1,333件
抽出案件 5件
(内訳：一般競争入札 2件、指名競争入札 2件、随意契約 1件)

6 議事等の概要

(1) 報告事項

ア. 入札及び契約手続きの運用状況、指名停止の運用状況等について

事務局から、今回の審議対象期間中に発注した工事及び指名停止の運用状況について報告しました。
また、再苦情処理については、今回は対象案件がない旨報告しました。

イ. 抽出事案の選定理由について

阪口委員から抽出事案を選定した際の理由について報告がありました。

(2) 審議事項

1 「一級河川武子川護岸工事（27国庫災）」について

- ・工事箇所 一級河川武子川 日光市岩崎宮ノ下橋下
- ・県土整備部日光土木事務所発注（一般競争入札）

2 「とちぎ健康の森ウォーキングコース弾性舗装工事」について

- ・工事箇所 宇都宮市駒生町337-1
- ・保健福祉部保健福祉課発注（一般競争入札）

3 「県営うえの住宅3号棟ほか長寿命化型改善工事」について

- ・工事箇所 宇都宮市上野町6070-1
- ・県土整備部建築課発注（指名競争入札）

4 「佐貫ダム転倒ゲート修繕工事」について

- ・工事箇所 塩谷町佐貫798
- ・企業局今市発電管理事務所発注（指名競争入札）

5 「応急工事 仙波鍋山線その1（27県単災）」について

- ・工事箇所 一般国道 仙波鍋山線 栃木市鍋山町
- ・県土整備部栃木土木事務所発注（随意契約）

(3) 審議結果について

いずれの審議案件とも適正であると認められました。

(4) その他

本委員会の進行等に対し、次のとおり委員から意見が出されました。

- ・審議案件説明資料に契約の考え方やその根拠等を明示するなど、入札が適正に行われたかを速やかに検討できるよう、改善をお願いします。

主な質疑については次のとおりです。

【審議事項1について】

- Q 6件の分割発注の1工事である本工事において、入札辞退が1者ありますが、その理由は、先に入札を行った工事を落札したためですか、それとも会社の都合によるものですか。
- A 今回の辞退は、会社の都合によるものです。
- Q 入札に参加した3者中、1者が辞退し、入札を行った2者のうち、1者は予定価格を超えた金額で入札しているが、この状況で、競争原理が働いていると言えますか。

A 災害復旧工事であり、迅速に工事を実施したいところでしたが、1億円以上の規模の大きな工事であったため、入札参加者を広く公募する一般競争入札で実施し、その入札参加条件については、それほど難しくない条件を設定するなど、県としても精一杯努力をした結果となっています。

【審議事項2について】

Q 入札参加者全員が同額で入札し、くじ引きによって落札者を決定していますが、どのような理由で同額となったと思われますか。

A 弾性舗装工事は特殊な工事であるため、各者が限られた情報(単価等)の中で入札を行ったことから、結果的に同じ金額になったのではないかと推測します。

Q 参加者すべての入札金額が、最低制限価格から4万円ずれて同額となっていますが、公告後、材料の品質に誤りがあり訂正したなど、何かトラブルはありませんでしたか。

A 特にありませんでした。

Q 今回の弾性舗装工事の総延長はどのくらいですか。

A 施工面積が419㎡で、道幅が平均約1.9mですので、約220mです。

Q 健康の森には他にも、弾性舗装を施した箇所があると思いますが、今回の入札に、この弾性舗装工事を行った業者は参加していますか。

A 健康の森には、今回の工事箇所とは別にAコースという弾性舗装を施している箇所がありますが、この工事を行ったのは20年くらい前ですので、文書の保存年限等により特定は難しい状況です。

【審議事項3について】

Q 分割発注の5件の工事は、同じ業者を指名していると思われますが、今回入札を辞退した業者は、他の4件の工事も辞退していますか。

A 全部を辞退しているのではなく、工事内容を見て入札に参加しています。この5件の工事は、すべて改修工事ですが、内容は異なっており、得意・不得意などの業者側の判断で選択していると思われます。

Q 最低制限価格を下回り、失格となった業者が3者ありましたが、理由は何だと思われますか。

A 改修工事の場合、積算基準や設計の考え方、見積単価も公表しているために、詳細な積算が可能だと思われます。今回の場合は、落札を希望する業者が、最低制限価格ぎりぎりに入札した結果、失格となってしまったものと考えています。

【審議事項4について】

Q 指名業者を選定した根拠は何によるものですか。

A 今回の工事は特殊な工事であるため、ゲート製造者にこの工事の受注が可能な業者を聞き取った上で、さらに工事実績等を調べ、業者を選定しました。この根拠となる規定は、栃木県発注の建設工事請負契約に係る指名基準及び運用基準であり、この基準により指名業者の選定を行っています。

Q 7者の指名業者のうち4者が入札を辞退していますが、どのような理由で辞退したと考えていますか。

A 設計金額が折り合わなかったからではないかと考えています。また、工期の設定が短いため、部材等の手配が間に合わず、期間内の工事が難しいとの業者の判断もあったのではないかと推測しています。

Q 工事期間を、十分に確保することはできなかったのですか。

A 点検の際に発見された不具合から、急遽工事を行うことになったため、工期の確保は困難でした。

Q 急遽工事を行うことになった今回の工事の場合は、随意契約も考えられると思いますが、あえて指名競争入札にした理由は何ですか。

A 技術移譲を受けた業者が1番有利だと思いますが、他にこの工事を施工出来る業者が存在するため、金額的に競争してもらいたいという考えから指名競争入札としました。

【審議事項5について】

Q 1者随意契約でこの業者に決定した具体的な理由は何ですか。

A 県と災害協定を締結している栃木県建設産業団体連合会の傘下にある栃木県建設業協会に加入し、かつ、工事箇所から直近の業者であることから決定しました。

Q 随意契約であっても2者以上から見積を取り、予定価格を決定し、随契を結ぶことが原則とありますが、今回はどのような手続きで進められましたか。

A 見積を取ったのは、今回決定した1者のみです。すぐにもでも応急処置を行い、復旧しなければならないという状況であったため、1者随契としました。

Q 工期が大雨の直後の9月11日からとなっていますが、実際にこの日から工事が出来たのですか。

A 住民の生活再建や社会経済活動・観光ルートを確保するため、仮道を作った11日から工事は始まっています。